

大蔵委員会

議録 第二号

第八十七回国会
衆議院

昭和五十四年二月一日(金曜日)
午後六時三十二分開議

出席委員

委員長 加藤 六月君

理事

稻村 利幸君

理事

綿貫 民輔君

理事

山田 耻目君

理事

竹本 孫一君

理事

阿部 文男君

理事

池田 行彦君

理事

北川 越智君

理事

佐野 嘉吉君

理事

森 光雄君

理事

山中 貞則君

理事

池端 清一君

理事

美濃 政市君

理事

高橋 高望君

理事

永原 稔君

理事

大藏 大臣

金子 一平君

出席政府委員

大藏政務次官

林 義郎君

議官

大藏大臣官房審議官

大藏省主計局次長

加藤 隆司君

議官

大藏省主税局長

高橋 元君

議官

大藏省關稅局長

副島 有年君

議官

大藏省財局長

田中 敬君

議官

大藏省國庫金融局長

渡辺 博美君

議官

大藏省銀行局長

徳田 知雄君

議官

大藏省証券局長

同(福岡篤泰君紹介)(第四八四号)

同(鈴岡兵輔君紹介)(第五六二号)

同(編民輔君紹介)(第五七四号)

一般消費税新設反対等に関する請願(北側義一)

君紹介(第四八五号)

委員外の出席者

大蔵委員会調査 葉林 勇樹君

委員の異動

二月二日

補欠選任

同日

辞任

越智 伊平君

北川 石松君

北川 石松君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

村上 茂利君

村上 茂利君

北川 石松君

北川 石松君

宇野 宗佑君

宇野 宗佑君

北川

委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○加藤委員長 御異議なしと認めま
さよう決しました。

○加藤委員長　　国の会計、税制及び金融に関する件について調査を進めます。

○山田(恥)委員 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田耻目君。

て、大変御苦心のほどがわかるのですが、特に最近の経済事情、長期にわたった不況感、それにまつわる税制、金融に一応大蔵省の実務者でありますした大臣として苦心を払われておることに敬意を表しますが、特にあなたに対しでは、私なり口松君なりは同期に国会へ出ておりますだけに、この重要な時期に、述べられたことが着実に実行できるように、実行できないことを所信表明なさつておるとは私、思いませんし、それだけに、決意を込めたあなたの実行力というものを私は求めたいと思うのです。

○金子(一) 国務大臣　山田さんから御激励をいたしました。
何分新米でござりますけれども、とにかくことう
いう非常にむづかしい時期、特に恐らく戦後初め
てと言つてもいいようなむづかしい予算編成を行
わなければいかぬ時期にこの仕事をやることにな
りましたので、皆様の御支援を得て、言つたこと
は必ず着実にやっていくという決意でおります
が、よろしく御鞭撻のほどをお願い申し上げま
す。

○山田(魁) 委員　あなたの所信表明をお伺いいた
しますと、均衡のとれた経済社会の実現を目指し
て、意のほどをひとつお聞かせをいただきたいと思
います。

ていきたい、こういう一つの基本が明らかにされ
て、そのためには、一つは雇用の機会の増大、雇

金子大臣のお考えになつてゐるのは新税の創設はあるまいが、こういうふうに理解しておる
すが、いかがでございましょうか。

とで申し上げておるような次第でござります。よろしくそこら辺を御了解をいただきたいと存じます。

バランスを図つていきたい、三つ目には健全財政を確立をしたい、歳入大田としてのその意味がよく理解できますが、こうした三点の実行というのは、なかなか言うはやすく行うはかたい、しかしながらねばならぬ題目であるということは、この中に申されておるよう、国内外とともに緊急的な政治課題だ、こういう表現で尽きていると私は思うのです。いまあなたの決意の表明がございまして、それで、それは重ねて問いません。ただ、きょう私はきわめて限られた時間でございますから、この三点のうちで、特に本委員会として関心の深い財政再建についてからお伺いをいたしたいと思います。

のをお出しになつております。いわゆる収支試算表でございます。この収支試算表は、従前のそれとかなり異なりまして、いわゆる七ヵ年で計画を立てて、昭和五十九年には特例公債をゼロにする、こういう立場が示されております。特例公債をゼロにしていくということになりますと、どこにかわるべき歳入を求めるのか。もちろん予算委員会でも議論されてまいりましたし、本会議でも総理の所信の中にうかがわれておりますが、不急不要の歳出をできるだけ削つていきたい、こういうことが述べられておりますが、これにはおのずから限度があるうかと私は思うのです。そうなりますと問題は、どうしても税収によらねばならぬこと、この税収といふものは、この試算を見ますと、五十五年から五十九年で九兆一千百億見込まれております。したがつて国民の税負担率は、現行の一九・六%から二六カ二分の一%に引き上げられてまいります。

この内容は、現行税制の見直しあるいは是正、よく言われておる不公平のは是正、こういうものを含めておると思いますが、六・九%も負担率が高まるその本当の中身はこれではあるまい、恐らく

○金子（一）国務大臣　お手元に差し上げました財政收支試算では、仮に五十九年度脱却で六十年度ベースで税収増を図っていかなければなりません。ということを機械的に計算をいたしたものでございまして、このとおりいくかどうかは、これはやはりそのときどきの経済情勢もござりますから、各年度で中身を十分詰めてもらわなければなりませんけれども、しかしこの計算によりますと、増税額九兆一千億というような多額の金額になります。

ことしも御高承のよう、二十五年間手がつきませんでした医師税制を初め租税特別措置あるいは交際費課税等につきまして、相当思い切ったメスを入れてまいつたつもりでございますが、なかなかそれだけじゃ足りない。各方面からいろいろな新しい税をつくれという御提案も出ておりなす。たとえば富裕税をやつたらどうかとか、土地再評価税をやつたらどうかとかございますけれども、とにかく福祉予算が、特に高年齢者社会を頂えてどんどんふえてまいりますので、とても追いつかない。それは一つは、シャウブ税制以来とてきました日本の直接税中心の制度が、高度成長時代にはよく機能をいたしまして、景気がよくなれば自然増収がずっとふえるというようなことを財政をカバーしてまいりましたけれども、石油ショック以来中成長の時代に入りますと、なかなかねんなわけにいかない。それは租税の弾性値でありますからわが国でも、一般消費税というようなものを導入せざるを得ない時期に来ておるのでないある程度重点を移さざるを得ない。そういうところで御検討いただきたい、こういうこと

○山田(耻)委員 最後にちよつと、ないかと思う
といふような非常に不確定なお話でございました
一般消費税、しかば、これだけの六・九%も税負担
比率を高めていくと、いう六カ年の、厳密に言えば
七カ年になるかもしませんが、いわゆる収支試算
をお出しになつて、それを基礎にことしの五十五
四年度国家予算是つくられておるわけですね。
だから私は、この財政收支試算というものが、
ただ金子大臣の発意によつて生まれているものと
は思わないのです。この基本は新経済社会計画に
よつてつくられておる。新経済社会計画は弹性性
を一・二%見ておるのです。それを受けておる
わけなんでしょう。だから、経常部門については三・
五%見ておる、こういうことは、向こう数カ年の
日本の新経済社会計画の基本構想を受けてお立て
になつておるのでから、私は漠然と、この二六・
カ二分の一%にふえるということは新税、それら
しきもの、一般消費税みたいなものもある、とい
ふうな未確定要素のものではないと思う。いやし
くも歳入大臣ですから、租税特別措置を是正して
そして足らないところはこれによる、こういうと
うな確たる方針をお持ちになって、あなたの財政
確立の施政方針というものは生まれてきておるの
だと私は受けとめておるのです。だけど、あなた
のようなそんなことを言われると、私は非常
に不愉快になるのです。

それからもう一つは、この収支試算は昭和五十
九年に特例公債をゼロにするようにできています
が、しかしそれも經濟変動でどうなるかわから
ぬ、こういうおしゃり方をしておると、何のた
めにこんなものをお出しになつたのかと私は言ひ
たくなるのですよ。だから、いまの經濟情勢、時
政情勢、これらをどう判断をしてお書きになつた
のだろうかと思うのですよ。

○金子(一)国務大臣 多少誤解があつたかもしれ
ませんが、

ません。これは御承知のとおりの中期経済計画に基づきまして、このアウトラインができておりますので、現在の時点では六十年度の姿を描いて、その中間のあれば機械的にはじき出しております。こういうことを申し上げたわけでございます。

多少の入れかわり、波があることは当然のことでござりますけれども、現在の経済の状況で六%なら六%の安定成長を続ける場合にはひとつこれで考えていただきたい、こうしたことでございまして、その際には一般消費税、これは先ほども申し上げましたように、現在の所得税、法人税中心の直接税体系では財政をもう貢い切れないのですから、やはりこういったところに重点を置いていかざるを得ないし、好むと好まざるとにかかわらずそういう方向へ行かなければなるまいと私どもは心得て、この案をお出ししたわけでございます。

○山田(趾)委員 あなたのお気持ちはわかります。わかりますけれども、国民党はそういう話を聞いただけでは非常に不安感が起るんですね。一体いまの政府の姿勢というのは、今日のインフレ要因が高まりつてある段階にどう対処しようとしてくれるのか、そのことと、それに対処する方策も持ち得ないままこんなものを何となく出しておる、そのことについての不安定性というものから逃げ出することはできないと思うのですね。だから私は、大臣がインフレ傾向が助長されればこの問題はだめになるかもしれないと思つてしまっていることが非常に気に残るのです。

そこで一步進めて聞いてみたいと思うのですが、いまの経済事情の中でインフレ要因というものはあるのかないのか。私は、マネーサプライ、M2がいま非常に増勢に進みつてあるというふうに心配しています、二つ目には、ダウが六千三百円を上回ってしまった。その背景は、機関投資家が意欲的に株価を上げて介入してきておる。これもインフレ要因としては無視できない。三つ目には、あなたが冒頭におつしやつた一般消費税の導入、このことは今日、大蔵省内部ですでに検討なさっているはずなんです。いわゆる

全商品、サービスにかかる5%の増税ということです。これを国民は非常に気にしておりますし、税制としては逆進性を持つ、片一方ではインフレ要因になる、こういうことでいま反対の声を強めてしております。

日本経済新聞のマクロモデルによつて計算されている中身を見ますと、消費税5%実施をすると物価は二・七%上がる。物価が二・七%上がれば経済成長は実質において二・三%程度下がる、こういうマクロモデルを計算、発表いたしております。私はこうした問題や、いま新聞でしきりに書き立てておりますイランの動乱、結果によつて生ずる原油並びに石油製品の値上げ、みんなインフレ要因だと思えならないのです。これを大蔵大臣は肯定なさるのか否定なさるのか、対処する手だてがあるのか、これらについてお伺いしたいと思ひます。

○金子(一)国務大臣 結論的に申し上げますと、現在の日本の経済情勢から、インフレにすぐ突入するという心配というか状況ではない、これははつきり申し上げていと想うのであります。

一番こわいのは、新年度に十五兆何千億という国債を発行いたしまして、来年度末には五十九兆に累積いたします。ことは国債はぎりぎりのところまで出そうということを出したんだですが、毎年毎年こんなことをやってまいりますと、それこそ経済の成長安定どころかインフレ要因になりかねない心配を私どもむしろ持つておるのであります。

それだけにこの際、何らかの新税を導入して経済再建を考えなければいかぬと思っておるのです。

そこで、御指摘のございましたマネーサプライでござりますするけれども、一二%前後でいま推移いたしております。過去の物価高のときと比べると半分程度になつておりますので、この程度のあ

りでございますが、安定的な供給源の確保、それからやはり消費の節約についても、特に日本の場合には国内でエネルギー資源がないのですから、これはもう少し徹底させなければいいまいと

いう気持ちであります。ただ一番こわいのは、便

り、事業会社の金がだぶついておつて、それを短期的に運用しておるというところに主な原因があ

るわけでございまして、これがすぐ過剰流動性となり、あちこちへ飛び火していただらをするといふふうな状況にはまだないと私どもは判断いたしております。

それから、ダウがずっと上がり続けておる

という問題は、これまた山田さん御承知のとおり、事業会社の金がだぶついておつて、それを短

期的に運用しておるというところに主な原因があ

るわけでございまして、これがすぐ過剰流動性となり、あちこちへ飛び火していただらをするといふふうな状況にはまだないと私どもは判断いたしております。

それから、消費税が仮に5%だと二・七%とい

う物価押し上げの要因になるという御指摘もございました。これは数字のとり方でいろいろの見方

が違うのだろうと思ひますけれども、私どもの専門家を煩わしての計算では二・五%程度と

いうふうに判断をいたしておるわけでございまして、これは一回限りのきわめて中立的な物価値上

げになるわけでございまして、それがぐるぐる回転して雪だるま式に大きくなる筋合いのものでは

私ではないと思うのです。まあこれだけの増税をやるんですから、やはりある程度物価にはね返るこ

とは、これは御承りいただきたいと思うのです

が、ただ、これが大きなデフレ要因になつて経済全体を小さくしてしまふんじゃないかという御心

配について、これはほかの税でも同じでございまして、所得税、法人税その他の税でも同じでございまして、主として一般消費税はいま一番国民

のニーズの高まつておる社会福祉に充當されるわ

けでござりますので、一応吸い上げて、それは

さらに再分配されるというふうにお考えいただい

たらいいんじゃなかろうかと考えておるわけでござります。私どもといだしましても、物価全体が

大きくなつて国民生活がまだ一体どういうこと

じやいというふうなことで御批判を受けるよう

な政策は絶対にやるべきでないと考えております。

それから、イランの問題がござります。これは

私ども大変実は心配しているわけでございまして、きょうも閣議で輸入先の分散についても早速

手を打とうやというような申し合わせをやつたば

ります。もちろんこれからもこの動きにつきましては、常時目を離さないで動きに十分慎重な対処をしていかなければいかぬと考えておる次第でござります。

○佐藤(鶴)委員 ちょっと大臣に端的に一問だけお伺いしておきます。

いま山田委員の方から一般消費税の重大性につ

いては問い合わせがあつたわけでありますけれども、名前はどういうふうになるのだか知りませんが、一

般消費税を出す御意向はおありなんですか。五

四年度の予算の審議を予算委員会でやつているわ

けでありますけれども、当委員会に出される予定

のものというののみんなその財源になつてゐるものですね。専売公社法の改正にしろ、あるいは航

空機燃料税にしろ、租税特別措置法にしろ、五十

四年度財源に含まれてゐる。ところが、一般消費

税というの財源に入つてないわけであります

から、単年度主義からいくなれば、これは今国会

に出すべき法案ではないと私は思うのであります。

新聞その他では、今国会の末尾でも出したい

といふような意向が伝えられるのですけれども、

いま大臣のお考えは、法制局等である程度の準備

ができれば法案だけでもとにかく今国会に出したい

い、こういう御意向をお持ちなんですか、その点だけちょっと端的にお伺いしたい。

○金子(一)国務大臣 佐藤さんにお答えいたしま

いま事務当局で鋭意中身を詰めております。これは各方面、各業界の意向も十分聞いて、実行する以上はスムーズに納得を得ながらやらなければなりませんから、相当の日数を要すると思います。法制局の審議にも相当手間取りましようし、そういうことで、できるだけ努力をして、案がまとまればまとまた段階で、業界はもちろんござりますけれども、国会の皆さんにもひとつ、こういう点はおかしいぞとか——まあことしの予算には関係ありませんよ。ありませんが、ちょうどイギリスでブルーベーパーですか出して、国会でいろいろあらかじめ御論議をいただいた、ああいつた方式で、一年がかりぐらいで十分論議を尽くしてやらないと、これは大法案ですから、それだけの慎重な配慮をすべきだというのが私の気持ちでございます。だから間に合えば、法律案として出せばお出したいという気持ちは持っておりますけれども、これは各方面の意見も十分聞いてやらなければなりませんから、いまそういう気持ちで事務当局で作業をしておるということをひとつ御了承賜りたいと思うのであります。

り書いておる基礎条件だけはきちっと確定させて、いく、そういう大蔵大臣の力を發揮していただきたい。特にこれは、時間がございませんから議論も大きく議論されております。国民の声も非常に恨みの声にまでなってきております。

おととい一月三十一日、自民党的河本政調会長が国民政治研究会で講演なさっております。その講演の内容を見ますと、企業は減量経営に入つて、もう三年、四年になる。その減量経営の結果、不要になったと言つてはいけませんけれども、労働者をその枠組みから外して鹹首をする。しかし、そういう一つの繰り返しの中で企業収益は増大している、こういう指摘を河本さんはされておるのです。その増大をした中で、人員整理にのみなぜきゅうきゅうとすると、これはいま社会的要請の中では不十分なやり方なんだ。だから企業としても、減量経営、収益増大、首切り、こういう三つの点を結び合わせながら企業収益を増大させるということは、社会的に歓迎されない。だから企業は、減量経営で上がる収益を労働者の首切りというふうに結びつけないように、こういうふうに講演をされております。

この発想、この考え方も新経済計画の基本と変わらないと私は見てゐるのです。だから、金子大蔵大臣にしても河本政調会長にしても、思つておられるることはみんな一致しておる。それが社会の常識なんだ。しかしその常識は、口では言つているけれども実行は伴わない、ここに今日の日本の社会の悲劇もあるのです。私はそういう面から考へて、もつとひとつ大胆に現状を把握して措置をしていく、ということの処方が示されなければなるまいと思っております。

二つ目には、企画庁が出しておる五十三年度の年次経済報告、この中を見まして私はなるほどそ

うだと思うのです。それは、昭和五十年、この統計はそれしか出ておりませんから、昭和五十年の労働者の常用雇用の変動は、昭和五十年を九九・一%として昭和五十二年は九四・七に下がつておる。約五千万弱常用労働者の数は減つてきております。ところが、減量経営でそういうふうに常用労働者の首は切つていくけれども、生産は維持していくのか。それが所定外労働時間は減つております。その所定外労働時間の延長の実態を見ますと、五十年で一〇六・七、五十二年には一四〇・九、これだけ所定外労働時間はふえてきておるのです。そこで生産を上げているのです。だから、減量経営で人は整理しておいて、残余の労働者を余分に働かせて生産を上げ、収益を上げている、こういうものがこの年次報告にみごとに書かれておるのです。

ここに手を入れなければ失業者の救済はできないです。だから、大臣のおっしゃつておる雇用機会の増大、口だけじゃなくて、こういうところに実際手を入れてもらわないと、あなたのおっしゃる雇用機会の増大はできませんよ。私はこういふふうな状態の中で、この年次報告が最後に触れておりますのは、諸外国から、日本は働き過ぎだ。国際貿易で共通の土俵の上で争おうじゃないか、こういう意見がアメリカのカーター大統領からも指摘されておりますが、その一つの特徴として、いわゆるいまの時間外労働の中で、この前も私はここで申し上げたのですが、ヨーロッパでは時間外労働をするのは失業者への犯罪である、こういう言葉がいまよく言われているのです。だから、できるだけ公平にみんながこの世代を受け持つて、分担をして、失業者を減らしていく、こう現状から見たら、日本の経営者は、意識的に、目的的に、計画的に実行して人減らしをやつて失業者をつくつておる。こういう点から考えてみなれば、やはり私は政治家としては、大臣としてはお困りではないだろうかと思うのですよ。そういう

意味の指導なり政策強化をぜひとも強めていただきたいという気がいたします。こういう年次報告にしろあるいは新経済計画にしろ、言つていいことはみんな共通だけれども、やつておることは別のことなんだ、これではいかにあなたが所信表明で、第一に雇用の機会を増大をしていきたいとおっしゃっても、実を結ばないでしよう。この点をひとつ十分判断をしていただきたいと思うのです。

私はこの報告書を見ながら、まあ熱念と人には言われておるのですが、雇用安定の一方策として、世界先進国の中で、O E C D 等の参加国を見て、日本とスペインだけが週休二日がやられていない、この点はいかぬということで、週休二日の提起を願つたのですけれども、この企画庁の発行した報告書を見ても、昭和五十二年、週休二日は実施パーセントが二三%で終わつて、それ以上は全然進んでいないと結論を結んでおりますが、私はきょうここに民間の調査資料をいただいてきました。

これは住友銀行が去年の五月、六月合併号で書いておるのであります。「経済月報」です。これをこの前もちょっとと例として使つたのですが、いま私が言いました昭和五十二年に約四割近くふえた時間外労働、この時間外労働を原則的に禁止をする。しかし時間外労働は、経済の波動がござりますから業務によつて違いますけれども、それを一応上限を押さえたとしてもまあ解決の仕方はあるのですけれども、一応この「経済月報」は、全部時間外労働を廢止したとしたら三百七十九万人の雇用増ができる。それから週休二日制を実施をする。これは週四十時間労働です。いま日本は四十二万人の雇用増になる。三つ目は、労働基準法で与えておる年次有給休暇、この年次有給休暇は、いま労働省の統計で見ますと、大体日本の全労働者平均十三・四日です。この十三・四日の年

次有給休暇を消化しておるのは八・二日です。この八・二日の年次有給休暇を十三・四日、一〇〇%与え切ることができたならば、九十九万人の雇用増となる。これは一つの民間の「経済月報」の統計でそれども、私はなるほどと思うんです。

だから申し上げたように、最初の時間外労働は、ヨーロッパでは十時間ぐらいで限界を引いた国もあります。それは經濟に波動性がありますから全部ゼロにすることは不可能ですが、日本のように、常用労働者は首を切って、残った労働者に四割も五十二年以來超過労働を強めてきておる、こういうやり方をしておつたら、それは雇用機会の創出なんというのはできやしないと思うのです。特に二番目の週休二日制の問題、これは諸外国からも指摘されておるのですから、これは国の行政指導と法律でできるのです。三番目の年次有給休暇の完全消化の問題も法律で指導できるのです。それをやろうとせずに雇用機会をふやすといふことだけでは、一体政治家というものは何と無能なやつだと言われたってしようがないですよ。私はそういう点をお願いしておきたいと思うのです。

時間がございませんから、それを前提として、

この大蔵委員会は大蔵委員会単独でできる、そういう点があるのです、大臣。この点に私たちは昭和五十年から着目をして、銀行法十八条を改正して、まず世界の先進国に見合ったように、金融の流れというものを土曜日はとめる、土曜日を銀行閉店をさせて、そうして銀行の人々に対しても週休二日制を完全に実施をしてあげる。現在保険業務も含めて一・四%でしょ。全体平均二三%ですよ。いかに金融機関がおくれているかということはおわかりだと思う。

だから、昭和五十年のこの予算国会で大平総理が、當時大蔵大臣でしたが、いろいろお話を詰めてもう四年たつのです。一两年は四年を指してお

ると私は思いません。大平さんにうそをついちゃいかないと私はきょうここへ来られたら言うのですよ。この草案は、前大蔵大臣の村山達雄さんがお書きになつたのです。それを私と大平さんとで合意する条項として詰めたのです。だけれども、いまだ何もない。金子さん、引き継ぎを受けましたか。そういう点は大蔵でできるのです。

しかしその後、小委員会を設置をして、小委員

会決議をして、銀行局長お見えですけれども、かなり厳しく実施方をお願いしまして、金融制度調査会も銀行法改正をいま審議をしておりますので、ことしのこの六、七月ごろには金融制度調査会も結論を出す、こういうことになっておるようになります。それが出れば大蔵省、特に銀行局は法の整備にからねばなりません。その準備も進められておるやう伺っております。

この点は大臣、この委員会でできるのです。しかし、それは經濟全体に関連をするとおつしやればわかりますよ、わかるけれども、主務大臣はあ

なたです。関係大臣の根回しをして、大蔵はこういうことをやつてきたんだ、いまここまで進んでおる、そういう根回しをなさつて、あなたの決断を実行されてしまうべきだ、それが大蔵大臣だ、

けれども、天下の大勢として漸次世の中がそういう方向へ動いているのですから、やはり企業は企

業なりの責任を果たしてもらう、そういう意味のことを河本政調会長も言つておられます。私も全

く同感で、これから大事な問題ですからしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますが、た

だ、今度の予算でも御承知のとおり、今まで雇用機会の拡充についてとかくおくれがちでありま

した点に思いをいたしまして、いろいろな新しい制度、中高年層あるいは身体障害者その他の雇用開発に相当の予算をつぎ込み、機構をつくり、努力をしておることもお認めいただきたいと思いま

す。

○山田(耻)委員 時間が少しありますし、

○伊藤(茂)委員 大臣、最初ですかなかぬ

夜ですから、簡潔にお答え願いたいと思います。

まず第一に伺いたいのは、財政再建に対する姿勢の問題であります。

○加藤委員長 伊藤茂君。

○伊藤(茂)委員 沿うように努力するとお考

えいただきたいと思います。

○山田(耻)委員 では、私の要望に沿いたいとい

うことですね。

○金子(一)国務大臣 どうぞお聞き下さい。

○伊藤(茂)委員 では、私が申し上げた銀行法の改正については、前々から伺つておりまして、いま

進行状況も事務当局に聞いたところでございます

○金子(一)国務大臣 金融機関の週休二日制の問

題については、前々から伺つておきました、いま

遅ずかしい気がしますよ。ひとつ決意を改めて聞

きたいと思います。

○山田(耻)委員 では、私の要望に沿いたいとい

こたえるように努力したいと思います。

それから山田さん、雇用の本質に関する大変重

大な問題、いろいろ御示唆をいただきまして、私

も大いに得るところがあつたわけでございますが、御承知のとおり、終身雇用をとつておつたり

給与の支払いの仕方が違つておる日本とヨーロッ

パを一律に考えるわけにはまいらぬ点もあります

けれども、天下の大勢として漸次世の中がそういう

方向へ動いているのですから、やはり企業は企

業なりの責任を果たしてもらう、そういう意味の

ことを河本政調会長も言つておられます。私も全

く同感で、これから大事な問題ですからしっかりと

取り組んでまいりたいと考えておりますが、た

だ、今度の予算でも御承知のとおり、今まで雇

用機会の拡充についてとかくおくれがちでありま

した点に思いをいたしまして、いろいろな新しい

制度、中高年層あるいは身体障害者その他の雇

用開発に相当の予算をつぎ込み、機構をつくり、努

力をしておることもお認めいただきたいと思いま

す。

○山田(耻)委員 これで終わりたいと思うのです

が、いまあなたがおっしゃったことは、銀行法

の十八条改正の決意とは受け取れない。それはも

う大平総理も御存じの事柄で、約束が延び延びになつてきておるのでよ。片一方では作業が進ん

なってきておるのでよ。片一方では作業が進ん

で、そのままおつしやつたことは、銀行法

の十八条改正の決意とは受け取れない。それはも

う大平総理も御存じの事柄で、約束が延び延びになつてきておるのでよ。片一方では作業が進ん

で、そのままおつしやつたことは、銀行法

の十八条改正の決意とは受け取れない。それはも

うとしておるのだ、公共投資はどうだ、そういうことになると結局、これは何と申しましても赤字国債の脱却を前提にいたしておりますから、五十九年度までに赤字国債を脱却することにすると租税負担率は大体こんなかつこうでございます、この間の物価はどうだ、失業率はどうだというようなことで、一應整合性を持った計画が出ておりますから、それに合わせて私の方も五十四年度対六十年度の姿を描いたわけでございまして、その中間の年には実は余り意味はないのです。六十年度と五十四年度の比較に意味があるというふうにお考えいただいたらいいかと思うのでござります。
それからもう一つ、昨年の財政收支試算は、ABCDEというような幾つかのタイプのものを出しましたが、あれは、増税をすればこうなりますよ、増税しなければこうですよという幾つかの案を組み合わせて、ひとつ皆様に御検討いただきたいという姿のものをお示ししたわけでござりまするけれども、そういうものではなくて、ことしの主要歳出はこういうふうに持っていくたいがいいかがでございましょう、こういう問い合わせをしておる性格のものでございます。われわれも年度の途中で、たとえば増税をどうするかとか何をどうするかという入れかわりは多少あっても、最終目標は中期経済計画と整合性を持たしてこれでやつていきたい、こういう気持ちのものであるということをまず申し上げておきたいと思います。

○宮地委員　ただいまの大臣のお話を伺つていますと、まず第一点は、いわゆる大蔵省が財政收支試算を作成するねらい、これは、深刻な国債依存度の出しておる新経済社会七ヵ年計画の基本構想と、これを何とか国庫に落ち込んでいる財政の窮状、これ何を訴えたいということ、どうも六十年との対比いうべースには整合性を持たしておる、こういう

言い方でございますが、果たしてそれで国民が納得のいく、また大蔵省の出す財政収支試算なるものがそういうものであるのか、大変これは問題があるのでないか。やはり財政収支試算なるものをつくる以上は、せっかく新経済社会七ヵ年計画の基本構想がつくられたわけでござりますので、むしろ政策意図も含めたより現実的な財政収支試算というものを策定していく、そういう姿勢が大蔵省にあって当然ではないかという考え方方に立つてつくるべきではないか、私はそう思うわけでありますし、また國民もそう期待しているのではないかと思うのですが、大臣、その点についてはどうのようにお考えになります。所見を伺いたいと思います。

○金子（一）国務大臣 宮地さんちよつと誤解があるようですがれども、中期経済計画自体が、今日日本の置かれた財政事情、四〇%も国債を発行してサラ金財政で泳がなければいかぬような姿をさらに二年、三年と続けたら、完全に経済の運行がとまり、インフレになつてしまひますよ、だからそれをやめるためにはまず赤字国債を脱却しなさいよ、そして少なくとも社会保険関係のウエートはこれくらいに置いて國民の要望にこたえなさいよ、こういう姿を描き出しておるわけです。それに乗つかつて、税の収入を計算するとまあこんなふうになりますということでございます。これは決して大蔵省が意図的に、宣伝的に書いたものじやなくて、非常に深刻な今日の経済、財政の事態を反省して、ここまでひとつやらぬと将来これは恐るべき禍根を残しますよということを申し上げたい、こういうことでござります。

○宮地委員 それでは現実的ではない。この財政収支試算なるものは、年度別にいろいろ数値を当てはめて機械的にやっておるけれども、これは余り國民の目から見だらいいわゆる指標ではない、こうなるわけですね。

たとえば実際に皆さんのが所信表明の中ですに財政再建ということで先ほど来お話をありましたように、一般消費税の導入についても政府といた

しまして、一般消費税を昭和五十五年度のできるだけ早い時期に実施するため、必要な諸準備を積極的に進めてまいる所存である、こううたつておる。しかし巷間言われているように、皆さんがこの一般消費税の導入というものを五十五年度にたとえば五%くらいで考える、そうすると大体三兆円くらいの增收がある、こう言われておるわけであります。そういうものは全くこういうものに出てこない。また弹性値にいたしましても、現実には大体〇・八くらい。ところが、これは明らかに一・二ということで策定しておる。あらゆる面から見て、これはもう確かに機械的で何ら指標にならない。財政の一一番のかなめを押さえ、国民生活に最も重要な経済運営のかぎを握つておる大蔵省が、そういう姿勢の試算で果たして許されるか、私はそうではない、こう思うのです。

やはり六十年における一つのゾレンができるなら、現在ある情報なり皆さんに考えておる政策などのある程度持つておるものでは最大限フルに盛り込んだ形で、大蔵省の試案としてもと具体的な実味のある、国民にわかりやすい形のものを出すべきではないか、こう思うわけございまして、この点については、明日予算委員会でわが党の書記長も厳しく、また具体的に皆さんと論議をするようでございますし、限られた時間でござりますので、私は私なりの所見を踏まえながら、どうも納得のいかない、何かマンネリというか慣習化して機械的にやるという形に陥っているのではない。三回目ですからこりで、たとえば来年から財政収支試算について、もう少し実のあるものに試算をつくりかえるといいますか、基本的なつくる姿勢なりそういうものを考え方があるかどうか、最後にこの点について伺つておきたいと思ひます。

○金子(一)國務大臣 宮地さんに申し上げますが、それは全くおっしゃるとおりで、それは私どもは財政計画で固めていきたいと思うのです。その財政計画とこの收支試算をどうやってさわるとちよつと困るのでございまして、具体的な毎年

度、毎年度の予算、税収の関係はこれから固めるところであるということを申し上げておきたいと思うのですが、ちょっと敷衍して担当局長から一言だけ申し上げさせていただきます。

○高橋(元)政府委員 先ほど宮地委員から、一般会計の税収の弹性値を高く見積り過ぎておられるのではないか、そういう御指摘がございましたので、その点だけ補足させていただきます。

四十年代を通じまして平均した弹性値は、国税の場合一・二でございましたけれども、高度成長期と言われております四十七七年以前の五カ年間を平均しますと、大体一・四でございます。最近は、いまお話をございましたように、一または一を切るような形勢になつておりますが、ここでこの中期財政収支試算の中でとりました想定は、安定成長期に移行をするわけでございますから、今後は一・二という過去十年間の平均をとつて税の自然増収を算定しても差し支えなかろう、こういう判断に基づいておるわけでございます。

○宮地委員 次に、いわゆる不公平税制の是正という問題がやはり財政再建と関係のある最も重要な問題であろう、こう思うわけです。この不公平税制の是正について、五十四年度予算案の税制改正案も私たちはいろいろ皆さんから御説明を伺つておるわけでございますが、この問題に新大臣として、五十四年度予算案でどの程度決意を持って取り組んだのか、その辺についてのお考えをまず伺いたいと思います。

○金子(一)国務大臣 一般消費税を五十五年度のなるべく早い時期に導入するというようなことが前提になつておりますから、ことしは真剣にいわゆる不公平税制と申しますか、租税特別措置の各項目について全面的に洗い直しをいたしました。その結果、たとえば四分の一世紀にわたって手がつきませんでした医師優遇税制、これはいろいろ御批判がありますけれども、あの程度に是正することができまして数歩前進だと私は思つておりますし、それから価格変動準備金、貸倒引当金、それらにつきましても相当思い切った段階的整理を

やることにしておりますし、その他もろもろの租税特別措置の項目についても、これは過去三年か四年ほどと全部洗い直したようなわけでございまして、交際費等につきまして、いろいろ議論のあるところでございましたけれども、この際ひとつ整理をやろうじゃないかということで御提案申し上げております、結論を得て御審議いただくことにしておるような次第でございます。

しかし、一般消費税というような各方面に大変関心を寄せていただきているような法案を御審議の問題も、これは税制調査会で、五十五年度から実施することにいたしまして、いま具体的な案を検討していただいているような状況でございまして、明年におきましても引き続いてその点につきましては努力をしてまいりたいと考えております。

○宮地委員

今回の大臣の所信表明の中に明確に一般消費税の問題をうたつたわけでございます。

そういう新税導入という問題が考えられると、その新しい一つの環境下にあって、例年のいわゆる税制改正とは違った意味において思いつた税制改正というものが要請される時期にあるのではないか、こういうふうに考へておるわけでございます。

そういう中において、新税導入による税負担を高める、その前に、いつも論議を呼んでいる当然の問題として不公平税制の是正を思い切つてやるべきである、あるいは行政改革、こういう当然やるべき問題を抜きにして、増税というもの、國民に負担を新たに求めるということは物の道理としても非常によくない、こういう国民感情が当然あるわけでございまして、そういう意味合いでから、毎年毎年当然税制改正、そういう中で大蔵省としても、租税特別措置法などを始めとして非常に取り組んできた姿勢、私も理解をしております。しかし、五十四年度においては、新たにそ

ういう一つの環境下に、一つの段階にあるわけですから、もっとと例年とは違った意味の勇氣ある、思い切った、國民の納得のいく税制改正があつてあるところでございましたけれども、この際ひつ整理をやろうじゃないかということで御提案申し上げるような、結論を得て御審議いただくことにしておるような次第でございます。

しかし、一般消費税というような各个方面に大変関心を寄せていただきているような法案を御審議の強化の問題、あるいは給与所得の青天井のいたくわけですから、今後もいろいろな税制面についての不公平の是正につきましてはどんどんやつてまいりたい。たとえば利子配当の総合課税の問題も、これは税制調査会で、五十五年度から実施することにいたしまして、いま具体的な案を検討していただいているような状況でございまして、明年におきましても引き続いてその点につきましては努力をしてまいりたいと考えております。

○金子(一)国務大臣

一般消費税というようなもの導入しようという場合には、税の面だけではなくて、その他の手は尽くさなければいけません。

不急の経費は思いつけて圧縮しなければいけませんで、國の歳出全般を洗い直して、不要でできるだけの手は尽くさなければいけませんので、不十分な点もありましたことは当然やむを得ないことだと思いますけれども、事税制に關しましては精いっぱいの努力をいたしましたが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。いま御指摘のいろいろな点がござります。

そういう中において、新税導入による税負担を高める、その前に、いつも論議を呼んでいる当然の問題として不公平税制の是正を思い切つてやるべきである、あるいは行政改革、こういう当然やるべき問題を抜きにして、増税というもの、國民に負担を新たに求めるということは物の道理としても非常によくない、こういう国民感情が当然あるわけでございまして、そういう意味合いでから、毎年毎年当然税制改正、そういう中で大蔵省としても、租税特別措置法などを始めとして非常に取り組んできた姿勢、私も理解をしております。しかし、五十四年度においては、新たにそ

ういうふうに思つてございますが、大臣としてはまだ余地が残されておる。これから思つてやつていくというお話をございますけれども、五十四年度に対する税制改正の取り組みは、不公平税制の是正という立場からもつと想つてございますが、その点について所見を伺いたいと思います。

○金子(一)国務大臣

一般消費税といふうに思つてございますが、大臣としてはまだ余地が残されておる。これから思つてやつていくという立場からもつと想つてございますが、その点について所見を伺いたいと思います。

○金子(一)国務大臣

いま六・三%の成長率といふうに思つてございましたけれども、やつと過去二年間にわたる努力が実りまして、経済界全般に明るい兆しが見えてきた、民間の経済活力が、まだ一人歩けばとてもできませんけれども、何とか一本立ちで立ち上がりそうな空気になってきたというふうに思つてござります。

大体最近の経済成長は、八%を行つてゐるのでありますが、去年は御承知のとおり、円が暴騰いたしましたために輸出が落ちまして、それが経済の足を引っ張つたということでござりますけれども、ことはそれが大分変わつてくるのではないかと思つておるのですが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。

大体最近の経済成長は、八%を行つてゐるのでありますが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。いま御指摘のいろいろな点がござりますが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。いま御指摘のいろいろな点がござりますが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。

つては、もう一、二年財政で汗をかいて景気によつては、もう一、二年財政で汗をかいて景気を刺激して、それからでも増税をやるの遅くなつたのでござります。ちょっと國債の消化にかけりが出了たという話が先ほども御指摘ございましたけれども、これが十五兆だ、十六兆だ、十七兆だなんていつたら完全に日本経済はパンクするのじやなかろうか。アメリカの経済学者が言つてゐるに、この五十四年度の経済、経済見通し六・三%というふうに見ておりますけれども、この五十四年度の経済といふもの、日本経済の位置といいますか置かれた立場、こういうものをどういうふうに理解し、また日本経済のかじ取りにおいてどういうふうにしていくかという考え方を持っておられるのか、その点について伺いたいと思います。

○金子(一)国務大臣

いま六・三%の成長率といふうに思つてございましたけれども、やつと過去二年間にわたる努力が実りまして、経済界全般に明るい兆しが見えてきた、民間の経済活力が、まだ一人歩けばとてもできませんけれども、何とか一本立ちで立ち上がりそうな空気になってきたというふうに思つてござります。

大体最近の経済成長は、八%を行つてゐるのでありますが、去年は御承知のとおり、円が暴騰いたしましたために輸出が落ちまして、それが経済の足を引っ張つたということでござりますけれども、ことはそれが大分変わつてくるのではないかと思つておるのですが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。

○宮地委員

その辺が非常に甘いのではないか、こういうふうに私は感じるわけでござります。それがまたさらに重ねて今後の検討ということになります。いま御指摘のいろいろな点がござりますが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。

大体最近の経済成長は、八%を行つてゐるのでありますが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。いま御指摘のいろいろな点がござりますが、これはまたさらに重ねて今後の検討ということになります。

○宮地委員

われわれもこの六・三%台の実質経済成長率の維持、これはやはり日本経済の現在の置かれた立場、また雇用不安の解消などからどうしてものはやらないければならない、またやるべき数値であろう。ただ、昨年は七%といふことで大分その公約論がいろいろ問題になつたわけですから、これが努力目標であるという単なる数値であつてはならない。六・三%といふ数値、この数字は単なる数値ではなくして、やはり現在の置かれた国民生活を守り、雇用不安を解消し、今後政策であります。これが経済のことだからわかりませんけれども、事日本経済に關してはどうやらちょっと春めいたものが感じられる。ただ一方において、構造不況業種があつたり、企業城下町の悲惨な状況が続いている、これが全体としての足を引つ張つては、どうしてやつていかなくてはならない一つの私は数字であろうと思うのです。

しかし、六・三%台といふこの経済成長率、昨年は七%と言つて實際には落ち込んでいく。しかしながら、どうしてやつていかなくてはならない一つの私は数字であろうと思うのです。

す。大臣、この六・三%という政府の決めた実質経済成長率、これを達成するための最大の努力はすると思いますが、政府としてのこれに対する責任、この問題についてはどう受けとめておられるか、伺いたいと思います。

○金子(一)國務大臣 大変むずかしい御質問で、去年は、それが公約なのか目標なのかいろいろ議論ございましたが、これは理屈を申せば、いまの民間経済の方がこれだけ伸びます、財政はこれだけがんばりますというところで出た結論が六・三なんです。これがやはり世間に発表されると、それは政府の努力目標であり、恐らく六・三まで出してくるのならば明るい見通しを持つていいのだなという気持ちになっていただくわけですから、われわれとしても、できるだけ皆さんに政策がうまくいかないで失望させることのないように最大限の努力をしなければいかねことは、これは当然でございまして、本来の性格はそういう性格のものでございます。下から積み上げてきてあれが六・三です。初めから七とか六・五と言つて、それでつきはぎにしてでつち上げたものでないということだけは、去年とちょっと違うだけは御了承をいただきたいと思いま

○宮地委員 もう一点、今度は消費者物価の問題

であります。米の四・二%、国鉄の八%、あるのはたばこ、これは皆さんがこれから論議するわけですけれども、たばこの問題、そして国立大学の問題など大変な公共料金の値上げが予想され、恐らく五十四年度の物価問題は、非常に重要な財政インフレ、先ほどもマネーサプライの問題が出ておりましたけれども、一二%前後、まあそろいうような経済環境を見てまいりますと、五十四年度における消費者物価の動向、これは国民生活にとって非常に重要な問題になるのではないか、こういうふうにわれわれも踏んでいるわけでございます。

大臣、この消費者物価の問題については、財政当局としてどういうふうに取り組んでいかれようとするのか。むしろ政府主導の公共料金値上げで火つけ役になつているのではないかとわれわれは危惧をするわけでござりますが、その点についての御見解を伺つておきたいと思います。

○金子(一)國務大臣 昨年は御指摘のとおり、円高に助けられ、また公共料金の値上げもこれはとういうものはございませんでしたから、四%台に推移いたしましたけれども、ことしは米、国鉄、たばこ等々の公共料金、これは米にいたしましても国鉄にいたしましても極力値上げ幅を抑えましたり実施の時期をずらして、国民生活に直接大きく響かぬようには最善の手を尽くしてもらつたわけでもございまするけれども、それにしても、こういふたるもので〇・八%ぐらい押し上げるだらうと企画室は計算いたしております。そのほかにOPE Cの問題がありますし、そういうものを入れま

すと四・九くらいになるのじゃなかろうか。ぜひ

○加藤委員長 竹本孫一君。

○竹本委員 金子先生が財政の危機的状況とい

う問題については落ちついた。そういう点では、政

策的な面よりも対外的な要因の方が非常に強かつたのではないか。しかし五十四年度の物価につい

り、非常にデフレ的に動き、たまたまこの物価の

問題については落ちついた。そういう点では、政

策的な面よりも対外的な要因があるわけ

です。恐らくもう昨年のような円高現象とい

うものはございませんでしたから、金精力を物価安定に

便乗値上げにつながるということになりますと、

その影響の方がこわいですから、全力を挙げて物

価の安定に努力をしてまいりたい。流通機構その

他の整備の問題もござりますし、物価については

専門で公共料金の引き上げがメジロ押しに予想され

ているわけです。米の四・二%、国鉄の八%、あ

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

る

らして御期待にこたえてまいるつもりでございま
す。○竹本義貢 わかつたようなわからぬようななとこ
ろもありますが、大平内閣だからがまんいたしま
す。

そこで次にお伺いをするのは、ずっと前にはいわゆる三K問題というのが非常にやかましかつた。今度の予算編成を見ておると、三K問題に対する勇敢に立ち向かうという姿勢はほとんどうかがえない。しかし私は、歳入が原因か歳出が原因か両方が原因かは別にしても、これから財政の再建、健全化ということとの第一の関門は、やはり三K問題をひとつ克服するということにあると思いますが、その点についての大臣の結論だけお伺いしたい。

○金子(一) 国務大臣 保険制度につきましては、健保についてはまだいま御審議をいただいておる段階でございますし、米につきましては、消費者米価の値上がりによって格差は正を図っているところでござりますし、国鉄も御高承のとおり、なかなか地方の要望というのは根強いものですから簡単にいきませんけれども、ひとつ赤字ばかりつくつるような鉄道のあり方についてしっかり考え方直してくれよということで、運輸大臣にやかましく言つておられるような段階でございます。こういった問題を一つずつ片づけてまいりたい、これが財政再建の一つの手がかりになると私は考えております。

○竹本委員 そこで、いま努力の経過については大体私もわかつておりますが、問題は、収支試算にもありますように、五十九年度には赤字公債を出さないようにしよう、さらに増税、五年間に九兆円でしたかやりましても、なお公債依存度は二〇%をなかなか割れないというような状況だと思いますが、歳入の問題はまた後で、歳入委員会でございますからゆっくり論議をして、いままの三K問題に廻連して私は、これは一内閣、一大臣の思いつきや努力では非常に限界があると想うのです。努力の限界がある。そこで、これは国

野党が本当に胸襟を開いて論議をして、あらゆる力、エネルギーを結集してこれに立ち向かわなければならぬ。そういう意味においてやはり参考になるのは、わが国の場合には、佐藤さんや太田薰さんたちがやった臨時行政調査会ですかといったようなものがありましたけれども、もう一遍あれの新しい版をつくって、総意総力を結集して当たらなければ、大蔵大臣ががんばってみられてもなかなか限界がある。フーバー委員会か、イギリスはロイアルコミッティでしたか、そういうようなものがありましたたが、日本でもいまこそ、財政の専門分野の人にも呼びかける、総力を結集していくという必要がある。そういう委員会を内閣につくるか国会につくるか、あるいは總理の諮問機関に対するか大蔵大臣の諮問機関にするか、そういうことは別として、構想としては、内閣、一大臣の取り組みという形でなくして、もつと総力結集の姿勢を整えるべきである、こう思いますけれども、その点について大臣は、そういうことをやろうという考え方があるかないか、その点だけ伺いたい。

○金子（一）國務大臣 大変有益なる御示唆をいただきまして感謝にたえませんが、いま財政制度審議会というのが大蔵省に置かれておりまして、これは各界各方面の専門家に集まつていただいておるのでですが、竹本さんのお話は、もつと各窓の人を入れてというようなお話をさせています。そこら辺は、内閣なり大蔵大臣でこれだけの大問題を決めるのは片づけられるはずがないのでございますから、十分にまた御意見を承る場は考えていかなければいけぬ、その際はまたよろしく御協力のほどをお願いいたします。

○竹本委員 これは單なる政治答弁でなくて、本当にそれをやらなければだめだと思うのですね。かつて公害関係の立法を十幾つかやりましたが、あのときには、大臣も御存じかと思いますけれども、政策審議会長を中心にして、各党の政審会長

会談といったような場でお互いに誠心誠意協力をしまして、その結果、あれだけの法案が非常にスムーズに通ったという実績があるわけですね。それで、やはり行政機構の改革にしてもあるいは三K問題の解決にしても、いろいろ利害が複雑でありますし、よく言われるようすに官僚の皆さんもまたいろいろの動きが微妙でござりますから、よほどしつかりした政治姿勢で取り組まなければこの問題も解決はできない。それには、そうした仕組みをつくらなければいかぬということについては、本当に積極的かつ具体的に努力をされるようにさうは要望をしておきます。

あと細かい具体的な問題について二、三伺います。

一つは、銀行法の改正でございますが、先ほどお御議論がありました問題も含めてですが、私は、三木内閣ができました最初の予算委員会において銀行法の改正を強く要請しまして、三木総理がこれにこたえて、その結果、大蔵省も非常な御努力をいただいて、金融制度調査会でいませつかく案を検討しておられる。だんだん聞いてみると、ことしの五月ごろには一つの考え方が始まると、ようございますが、大臣にいま伺いたいことは、金子さんが大蔵大臣であられる間というか、あるいはもとと積極的、具体的に申しますと、ことしの冬の通常国会には銀行法の改正を大蔵省として提案される意思、決意ありや否や。私がやりましたのは、昭和四十九年十二月、三木内閣がでました最初のときでござりますから、あれから大体四年たつておる。慎重審議も結構たれども、四年たつてしまふと、下手をすると円高、ドル安を、初めとして経済情勢は一変してしまつておる。もちろん銀行法は基本的な法律でございますから、個々の動きにはとらわれなくともいいと思いますけれども、いずれにしても、四年というのは十分の日時をかしてあるつもりなんだが、大臣は次の通常国会には銀行法の改正を必ず出すという決意を持つておられるかおられないか、これも明快な答弁をお願いしたい。

○金子（一）国務大臣　金融制度調査会の審議の状況については、いま御指摘のとおり、ことしの前半には結論が出ると思いますので、その結論を踏まえて、次の通常国会にはぜひ提案して御審議を賜りたい、こう考えております。

○竹本委員　銀行法の改正は通常国会にはぜひ出すという御意思である、こう見ていいわけですね。先ほどの一般消費税と同じように、出るのか出ないのか半分しかわからないようなことでは困りますから、明確に出すということにしていただけで、きょうはその範囲にとどめておきます。そして、その重点はどこにあるか、まだどこにあるべきかということにつきましては、改めて論議をさせていただくということにしたいと思います。

次には、国債の値下がりの問題でございますが、金利の自由化ということも金融制度調査会あたりでもつてよく言われる言葉であります、なかなか実現にはむずかしい問題がある。特に最近は、その問題との関連におきまして、事業債の発行の問題につきまして、企業は二月には千六百億円ぐらい出してほしいと言うけれども、証券会社は値下がりを考えいろいろの動きも複雑にありますので、千億円が限界だと言つて押したり引たりしておるようですが、結局、根本は国債の利回りをどうするかという問題ですが、これも結論だけ伺うのですけれども、一つは、三月から国債の利回りを考えて、市中消化の原則を貫くという意味において、長期国債の入札方式に切りかえる決意があるのか、あるとするとやはり本格的にこれを切りかえていかれるつもりであるか、その二つの点についてやはり具体的な結論をお願いしたい。

○田中（敬）政府委員　御指摘のよう、六・一%国債の流通利回りが発行利回りと非常に乖離をいたしております。そのため公債市場にいろいろな問題点が発生しております。しかしながら、

六・一%国債がこの一月に上場されて棒下げに下がっておりますけれども、他方六・六%国債あるいは八%クーポン国債というようなものはほぼ横ばいでさしたる変化ございませんし、短期国債の利回りというものもほぼ横ばいの状況でございます。一方、市中の貸出金利というものはずっと下げ続けているというような状況でございますので、この六・一%クーポン国債の市場実勢というものは、金利の底打ち感以外に何か心理的な要因があるのであろうというふうに考えております。そういう意味におきまして、先ほど大臣が申し上げましたように、二月には発行額を圧縮することによりまして、なおさら市場の実勢を見きわめてみたいということでおきまして、その市場実勢いかんによりますので、三月から改定するかあるいはそれ以降になるかという点につきましては、現在お答えいたしかねる状況でございます。

それから、十年の長期債の公募入札をする意思があるかということでおきますが、私どもは率直に申し上げまして、全然ございません。と申しますのは、やはり金利の自由化という問題は漸進的に考えるべき問題でございますし、現在中期債が公募入札制度によつてうまく消化されておるといふのは、日本の金融市場、公社債市場の構造がそうなつておるから、あるいはまた、そういうものに対するニーズがあるからでございまして、いま金融市场、公社債市場が現状の今まで十年といふ長い国債を入札すれば、決してこれはいい結果にならないというふうに考えております。時間がございませんが、結論的には十年国債を公募入札する意思はございません。

○竹本委員 最後のところは答弁がはつきりしておるので、はつきりしておるということは結構なことだと思いますよ。

これも論議がいろいろあるでしようけれども、

ある。それはデノミの問題です。考えてみると、

昭和三十四年の五月に岸内閣、山際日銀総裁時代

からデノミ、デノミということで続いてまいりました。特に福田内閣総理大臣、去年の正月にもデノミと言つて大騒ぎをやられた。デノミをやるために、株が少し上がつたり、またやがて下がつたりして、証券業界は非常にまたこれを歓迎する向きもあるわけですが、日本経済の実態から見てこれはなかなか簡単にできない。大平さんのお答弁を調べてみると、これはいつかはやらなければならぬリビングインシュー、現実的課題であるが、なかなかそういう条件が整わないというふうな答弁をされたこともある。私はいまもそうだとと思うのですね。

大体政策が行き詰まつた場合にはデノミを言う、あるいは証券界は種がなくなるとデノミをはやすというようなことで、少なくとも健全なる経済の運営とということはむしろかけ離れた形においてデノミの問題がよく取り上げられるというふうなことを私は残念に思つておる。もちろん私もデノミはやらなければならぬと思つておりますよ。

ただ、いま内外の情勢がそれに適してタイミングとしていいかどうかというところだけが問題なんですね。私もデノミをやるべきだと思つておるけれども、タイミングの問題だ。そこで、財政の危機的状況だというようなことで、これから財政の再建そのものに真正面から取り組んでいくてなおふうに考えております。

○竹本委員 大臣から大変明快な御答弁をいただきまして、大平さんではないが、品位がありかつ活力のある答弁のようございますから、大いに敬意を表して、質問を終ります。

○加藤委員長 安田純治君。
○安田委員 時間も大変限られておりますので、端的に御質問したいと思います。

まず最初に、同僚委員の方からいろいろ一般消費税の導入の問題で質疑がありましたけれども、大臣としての考えはむしろ明確にしておいていただいて、そのため妙なうわさが飛んだり証券界で株が上がり下がつたりするようなことないないように、この点ははつきり姿勢を示しておいていただいた方がいいのではないかと思うので、確かめておきたいと思います。

この一般消費税法案は、いま案をまとめておる

ことだと思いますよ。

これも論議がいろいろあるでしようけれども、

ある。それはデノミの問題です。考えてみると、

昭和三十四年の五月に岸内閣、山際日銀総裁時代

を聞いたところで案をまとめなければいけません

べきだ、当分デノミをやる必要はないと考えてお

ります。

○竹本委員 最後にもう一つ、税理士法の改正の問題でございますが、これがなかなかいま論議をおこなわれるようでございます。御承知のようにこの点はまた、利害関係が非常に複雑に入り乱れておるので、一つのグループが非常に賛成と言えば他のグループは非常に反対だと言う。そういうような複雑な問題も、これは大蔵省としては取り上げること 자체を非常に慎重にやつてもららるべき問題ではないか。利害関係の諸団体の調整もつかないときに法案を出してみても、通る心配もないし、いたゞらに事態を混乱させるということにもなるので、その点について基本的に大臣はどういうお考えを持っておられるかを聞いておきたい。

○金子(一)国務大臣 この問題も、いま御指摘のごいましたとおり、なかなか意見がまとまらないで、それぞれの立場でまだ対立状態が続いているようなわけでございますから、十分ひとつその意見を調整した上で結論を出したいたい、こういうふうに考えております。

○竹本委員 大臣から大変明快な御答弁をいただきまして、大平さんではないが、品位がありかつ活力のある答弁のようございますから、大いに敬意を表して、質問を終ります。

○安田委員 時間も大変限られておりますので、まとめた上で、国会に提出して国会の皆さんの御意見を承つてまとめたい、最終的なものにしておきたい、こういう気持ちでございます。

○高橋(元)政府委員 事務的な問題でございますから、私の方からお答えをさせていただきます。

十二月の二十七日に政府の税制調査会が、一般消費税特別部会の報告を受けまして御案内のとおり、五十四年度の税制改正に關する答申の中に「一般消費税大綱」というものを答申がございまして、発表いたしております。なお、その大綱に盛り込まれておりますけれども、その大綱を作成するに至りました際にいろいろ議論が出てまいりました考へ、これまた多數意見、少數意見等がかなり明らかな形で審議経過ということで示されております。現在私どもの方で作業をいたしておりますは、その中で、たとえば非課税法人の範囲をどういたしますとか、それから課税から除外される物語られていますが、その範囲をどういたしますとか、それからさらには、既存の国、地方を通じます個別の消費税との調整をどういたしますとか、これは関係の業界または関係の各所管省等々がござりますので、それらと具体的な詰めを行つておるということでございます。

法規の骨子になります新税の仕組みにつきましては、かねて中期答申で示されまして以来かなり詰まつて今回の大綱になつておるわけでございま

すが、さらに具体的に既存の税制との調整等々、先ほど私が申し上げましたことを含めて詳細なも

のにまとめていくということが、いま大臣からお答えになつたこととの具体的な内容でございます。

○安田委員 そういう手順でありますと、これは

大臣にお願いしたいわけですかけれども、そういうふたとえば非課税対象のものをどうするとかといふことですね、これは業界と詰めておる。これがまとまりつある段階で、こうした形での一般消費税がどのような範囲において影響を与えるか、この資料をできるだけ早い機会に国会の方に提出すべきではないか。これはいつも、いろいろ去年の十月あたりから議論が出ておりまして、まだ非課税対象がどうなるかどうかわからぬので、というようなお答えも大分あつたようで、いつまでたつてもおのれの自分たちの方で試算したもので計算してこうなるああなると論じているわけですが、少なくともこの案が煮詰まつてほつと法案を出してというのじゃなくて、そうした案が煮詰まつたならば、まずもってこの与える影響について、所得階層別の税負担率がどうなるとか、あるいは直接税、間接税、一般消費税も間接税の一つでしようけれども、この一般消費税を合わせてそれぞれ幾らとなつて、負担状況はどうなると考えるか、國民生活に与える影響、経済に与える影響、こうしたものについての一応大蔵省の考え方、これをうした細かいものを煮詰める段階でぜひ出していただきたい。それに基づいてやはりわれわれの方でも相当研究をし、討論をして、それから法案という手順になるのではないかかと思ひますけれども、大臣のお考はいかがであります。

の課税の対象になつております物品またはサービス等ということになりますと、これまた原表に戻りまして特別に集計をやつてもらわなければならぬいという問題がござります。それとの調整をどう図るかというよなこと。それから、かねていろいろこの委員会でもお取り上げただいておつたわけですが、いわゆる隠れた税と申しますか、非課税品の流通ないし生産の過程でかかりました税金で控除できないものというものの影響をどうするか、これも産業連関表等々使いましていろいろ作業しておりますが、これもなかなか理論的にも技術的にもデータ的にもむずかしい点がございまして、なかなか詰め切れないのでございます。それで、たびたび予算委員会、当委員会等でそういう御指摘がございまして、私どもの方も、まさに新しい税金を国民一般に負担をお願いいたすわけでございますから、いまお示しのあつたようない調査につきまして、できるだけ正確なものをつくつて国会でも御審議をいただく、世の中にもそういうものをもつていろいろ御議論をしていただけます。ということが必要だと思っておりますが、ただいま直ちにそれをお示しできるというところまでおのところ、作業の過程もござりますので詰まつております。努力をいたします。

○金子（一）國務大臣 まだ大蔵省、成案を得てないものですから、細かい点の詰めの段階なもので、世間では、大蔵省どんな案を考えているのか疑心暗鬼で、むしろ反対の空気が高まっているというふうに私は見ております。中身がある程度詰まつたところで、こんなことでやるんですから、徴税も申告も楽なんですよ、中小企業者に余り影響ないんですよという具体案を出せば、ああそんなことだつたかと御安心いただける向きも相当多いのではないかと思うのですから、私は、できるだけ安田さんの御要望に沿うように努力してまいりたいと考えております。

○安田委員 ぜひお願ひしたいと思うのです。たゞ私は、大臣のおっしゃるよう簡単に簡単なものではなくて、発表されればなお、これはとんでもないということになるんじやなかろうかとあらゆる観点から見て思いますが、それはそれとして御見方の違いですから、手順としてはぜひそういう手順を踏んでいただきたいということをはつきりお答えいただいたと思います。

次に、また手順の問題ですが、一般消費税のような新税を導入する前に、不公正税制の是正、それから不要不急の支出の削減、こういうことが必要だということがたびたび、私もこの間ここで御質問させていただきましたし、お答えもいたいたいたと思うのですが、先ほど同僚委員の質問に対しまして大臣は、税制の部分については努力したつもりだというお話で、あたかも不要不急の経費についてまだまだ削減が不十分であるというふうに聞こえる御答弁があつたんですが、大臣認められました。

○金子（一）國務大臣 大変正確を欠いた答弁をいたしまして恐縮しておりますが、やはり歳出を切らなきや意味がないのですから、役所の生活費に当たる部分はもう思い切って切り込みまして、連續三年間前年同額でございます。それから経常費、つまりいろいろな政策をやるものもスクランブル・アンド・ビルトで、不要不急のものを極力整理して新しい政策をやつてもらう。補助金の整理

も思い切つてやつたりそういうことで、例年にない整理をしたと思うのですけれども、やはりやってみるとなかなか金額全体としてはそう大きくなはないので、もっと来年はひとつその点はしつかりやらなきゃいかぬ。全力を擧げてやつておることは事実でございますけれども、なかなか顧みておおこれはうまくいったなと思うところまではいつておりません、こういう意味で申し上げたわけまでございます。

○安田委員 どうも私の思いますのに、先ほど官地委員の質問の中にありましたけれども、たとえばE2C、これは復活している。不要不急であるかどうかについては大いに議論のあるところであります。が、どうも努力をしておつても、まだ新規を導入する前提条件としての十分条件を削減がついても満たしてないんじゃない。その点どうですか、十分条件を満たしているほどの削減があったということですか。

○金子(一)国務大臣 E2Cの問題は、これは全く純国防的見地から、これはお立場が違いますから御了承をいただけないと思うけれども、日本の国防に大きな穴があいておるということが前々から言われておることであります。まあ国防会議でもぜひこれだけは——初めはたしか八機言つてきたと思うのですが、四機に圧縮した姿でワーンズボットというのですかワンボイント認めた、こういうことでござりますので、よろしくひとつ……

○安田委員 や、私はここで國防論争をやる気はないのですが、おとといからの予算委員会の質疑の中身を見ましても、どうも四機ではそれ自体置がないところから入ったのだそうで、ほかのところをやつても一ヵ所抜けては何の意味もないということで、たとえば変なたとえですけれども、この間首相官邸に右翼が潜入しましたが、あれは赤外線装置の金だというふうに私は思いますが、ここで国防論争をする気はありません。

ただ問題は、例年になく努力したと言われるこ

と、主觀的にそういううふうな努力をしたということがありますね、そういう問題もあります。いろいろありますけれども、そういう点で、不公正税制の是正もそれから不要不急の経費の削減も、新しい税金を導入するに前提条件として十分条件だといふことがありますね、そういう問題もあります。いろいろありますけれども、そういう点で、不公正税制の是正もそれから不要不急の経費の削減も、新しい税金を導入するに前提条件として十分条件だといふことがありますね、そういう問題もあります。

○金子(一)国務大臣 主觀的には、とにかく大藏大臣になつてからまだ何ヶ月になりますか、二カ

月早々でございますから、精いっぱいたつも

りですけれども、客觀的には不十分な点があつた

ことは十分認めます。しかし、これからもそれは

ひとつしつかりやつてまいりましょう、こう言つ

ているのでござりますから、ひとつ誠意を認めて

いただきたい。

○安田委員 一生懸命努力されているとおっしゃ

いますけれども、やはり前々から手順として、ま

ず新税を導入する前には不要不急経費の削減、そ

して不公正税制の是正をやる、それが前提である

ということを大分強く御答弁されておるようであ

りますし、それから見ると、努力したけれどもま

だ不十分だという程度では、今国会中にできるだ

け早く一般消費税導入の法案を審議したいとおっ

しゃる答弁とはどうも矛盾するのではないか

か。現在の御認識では、前提条件にまだ不十分だ

という御認識がある。努力はしたけれども、結果

としてまだ不十分であるという御認識があれば、

これは今国会で一般消費税の提案ができるならし

か。現在の御認識では、前提条件にまだ不十分だ

といふことがあります。時間がございましたように伺

うのですが、その点は、時間がございませんので

後でまとめてお答えいただきたいと思います。

もう一つは、この一般消費税の導入は、物価の

はね返りや何かについて影響するにとどまらず

な、たとえば執行体側、税務職員の増員、労働条

件などがどうなるのかということについて非常に

第一類第五号 大蔵委員会議録第二号 昭和五十四年二月二日

大きな影響があると思います。国税庁長官も、いつ導入されても支障がないように万全の準備を進

めているという趣旨のことを当委員会で前もつて述べられておるよう伺いますので、この際お聞

きしておきたいのですが、特に職員の増員がどれ

くらい必要になるか、明らかにされたいと思いま

す。

○米山政府委員 一般消費税を導入するに当たり

まして、執行体制あるいは職員の増員をどのくら

いにするかというの、制度の細目の詰めと並行

して検討すべき問題だと思っております。したが

いまして現段階では、まだ具体的ななどを正直の

ところ持つてないわけですが、ただそ

の検討に当たりまして、やはり納税者の手間をで

きるだけ省くとか、あるいは税務行政の面でもで

きるだけ簡素な形でやるよう工夫してまいります。

○安田委員 どうも前の国税庁長官の答弁は、い

つ導入されても支障がないように万全の準備を進

めている、これから進めるのではなくて進めてい

るというふうに伺つたのですけれども、そうする

とある程度、それは何百何十何人とかということ

はともかくとして、何千人くらいどうしても必要

だとか、何かの数字はそれなりにお考えではない

かと思うのですが、どうですか。これも全くわから

らないでいるわけです。

○永原委員 大分遅くなりましたので、簡単にお

答えをいただきたいと思います。

○加藤委員長 永原稔君。

最後に伺つて、質問を終わりたいと思います。

○金子(一)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○永原委員 大分遅くなりましたので、簡単にお

答えをいただきたいと思います。

○永原委員 大分遅くなりましたので、簡単にお

答えをいただきたいと思います。

○加藤委員長 永原稔君。

最後に伺つて、質問を終わりたいと思います。

○金子(一)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(四)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(五)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(六)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(七)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(八)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(九)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十一)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十二)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十三)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十四)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十五)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十六)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十七)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十八)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(十九)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十一)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十二)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十三)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十四)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十五)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十六)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十七)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十八)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(二十九)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十一)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十二)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十三)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十四)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十五)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十六)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十七)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十八)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(三十九)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

○安田委員 時間が来ましたので、終わります。

○金子(四十)国務大臣 まとまれば、その段階にお

いてひとつ御審議いただき、御検討いただき、御

議論を賜りたい、こういうことでござります。

化、計画化を図るというようなことを目途としておりまして、要するに、健全な貯蓄を行つてそれを計画的に合理的に消費に向かわせる、そのような形で健全な消費を促進するということを目途として運動を行つておられるわけでございます。

○永原委員　いま内需の拡大ということを非常に強調されて、またその線に沿つていかなければならないということはわかるわけです。大臣のいろいろな所信表明を拝見しまして、内需を中心いて安定した成長への道を着実に歩むに至つているというようにおっしゃつていらっしゃいますけれども、マクロ的に見て上を向いて歩こうという時代ではなくた、ミクロ的に足元を見詰めていかなければならぬような時代になつてきましたと思うのです。そういうときに、本当に内需を中心にして安定した成長への道をたどつてあると言えるだろうか。安定した成長と言うからには、やはりある程度の均衡ある発展ということが見られなければならないと思いますけれども、いまのような構造不況業種の存在している中で、本当に内需を中心として安定した成長と言えるだろうか。ミクロ的に考えてみて、そういう点に疑問を持ちますけれども、いかがでしようか。

○金子(一)国務大臣　最近の消費の動向を見ましても、百貨店の売り上げ状況を見ましても大分気づいて消費が伸びてきておりますから、先ほどどちらつと申し上げましたように、構造不況業種その他困っている部門は各地で相当ござりますけれども、全体として考えたならば、やはり経済全体としては確かに足取りで動き出してきたなあという感を深ういたしておる次第でございまして、もう一息で民間は皆一本立ちで歩けるようになるんじやなかろうか。そういう方向へぜひひとつわれわれとしては引っ張っていきたいという気持ちでやつておる次第でございます。

○永原委員　内需の拡大、消費の拡張というようなことを、個人消費を拡大していくということでおなじで、大臣は、消費は美德とか消費者は王様といふいうようなああいうキャラクターフレーズをどういう

ようにお受けとめになりますか。資源有限時代と
いう言葉がこのごろ総理大臣がかわられて少なく
なつたのですけれども、こういう中でもやはり精
神的なものがいま銀行局長の方からいろいろお話
がありました。こういうものが必要だとは思いま
すけれども、内需の拡大と消費というものについ
ての考え方、どういうようにお考えになつてある
でしょうか。

○金子（一）国務大臣 消費者は王様という時代が
高度成長の時代には一時ございましたけれども、
日本のような経済構造の国では必ずしもそれは言
えないと思うのです。ただ、明治から大正の初め
にかけてのようない、もう極力質素な、堅実な生活
一点張りでやれよといふような時代ではなくなり
ましたから、やはりそこに一定の限界があると思
いますけれども、私は、やはり気持ちは堅実で、
しかもある程度生活は豊かでといふような社会づ
くりをやっていくことが一番いいんじやなかろう
かという気持ちを持つております。

○永原委員 いたずらな消費ばかりを推進してい
てもいけないと思いますので、お気持ちのような
点でぜひ推進していただきたいと思います。

この財政演説を拝見して、最後に、「地方公共
団体に対し、国と同一の基調により、一般行政經
費の節減合理化を推進するとともに、財源の重点
的かつ効率的配分を行い、節度ある財政運営を図
るよう要請するものであります。」一国の財政を
担当する大蔵大臣として、地方団体についてもこ
ういうような所信をお述べになつていらっしゃい
ます。所管がどうこうということではなくて、私
はやはり通常国会においてこういうような所信を
お述べになるのは適當だと思います。

そういう観點から実際に見てみまして、「国と
同一の基調により、」こういうようなことが述べ
られておりますけれども、地方団体の実態を見て
いきますと、國より進んでいるところがあるので
す。たとえば都道府県の県議会議員の定数、法定
定数と条例定数を比べれば七十五名も減員してい
る。これが市になりますと二千四百六人法定定数

より減員している。町村では一万八百十二名、これだけの人を減らしているのです。こういうような厳しい状況で財政運営をやっている。

ところが、いま國のこの財政重建に悲壮な決意で臨んでいらっしゃる大臣ですけれども、国會議員を何かお考えになることがあつただろうか。たとえばアメリカと日本と比べて、國土はあんなに違います。人口は日本の約倍。上院議員はアメリカでは百名、日本では二百五十二名、衆議院においても下院と比べれば若干多いわけですから、こういうようなものについて、本当に政治家が身を正し、こういうものを削減をしていく、こういうような決意を示すとともに、また行政改革の推進を実施しながら、公務員の定員の削減というようなこともあわせて、血の出るような努力をしていかなければ、この財政再建について、単に増税というだけでは國民は納得すまい、こう思うのです。こういうものについて、大臣の所管ではない、こういうようにおつしやらないで、財政再建に取り組む大蔵大臣として、こういうものについての御見解をまず第一点として承つてみたい。

第二点として、先ほど来一般消費税の問題が出ております。細目が決まらないから増員といふことは細かくはわからない、これは当然だと思いますけれども、5%として三兆円。法人税あるいは所得税の申告と同時に徴収するということなので、人手が少なくて済むというようなお考えがあるかもしれません。しかし、所得税のはば半分に匹敵するような三兆円の増税ということになるとすると、これはやはり人手が要るというのは当然だと思うのです。しかし、今度の行政改革などを見ていきますと、スクラップ・アンド・ビルトといふような名においていろいろお考えになつてはいるけれども、一つの省の中で、たとえば外務省の中南米局を新設するとすれば文化事業部を削る。大平総理大臣はこれから文化の時代と言ながらも、そういうようなやりくりをせざるを得ない論理的な矛盾を國民に示すような状況になつている。やはり政府は、各省独立というような觀点か

らではなくて、総定員法に示されているように、
国家公務員の総数というものを抑えたならば、本
当に不急不要であるのはどこであるか洗い出して
やるのが行政改革でなければならない、こう思う
のです。もしも一般消費税、私どもはまだ納得は
しておりませんが、こういうものが実現される場
合に、必ずや人は増員されるでしょう。これを大
藏省の中で解決せよと言つてもそれは解決できな
い問題だと思うのです。総合的に行政全般を見て
行政改革などに取り組むべきだ。これだけ胸を張
つて大臣が地方自治体に、國と同じ基調でやれと
おっしゃっているからには、地方が総合行政をや
つっているだけに、そういう苦労を味わつてゐるだ
けに、政府もやはり姿勢を正すべきではないか、
こういうふうに思いますが、こういう点について
のお考えを伺いたいと思います。

○金子(一)國務大臣　永原さんの御意見、まことに
ごもっとともだと思います。地方自治体の持つて
いき方につきましては、しおちゅう澁谷自治大
臣とも相談しながら、國もひとつうんとぜい肉を
落とすから、いま御指摘のございましたような非
常な努力を払つておられる自治体があることは私
ども十分承知いたしております。しかし中には、
相当問題のところも多いものですから、ひとつそ
ういう点はこれから協力をお願いしようじゃない
か、こういうふうなことから、この間の財政演説
になつたわけでございます。

一般消費税を施行する際の人員の問題につきま
しても御提言をいただきましたけれども、私ども
は、なるべく人手を減らして能率を上げて煩を省
くようなことで行けぬかということでいま検討し
てもらつてゐる段階でございまして、まだ結論が
出るに至つております。しかし機構、定員全般
につきましては、お話しのような線でこれからも
ぜひ圧縮するように持つていきたいと思ひます
し、国会の問題は、これは私ども言うのは越権か
もしれませんが、大変貴重な御提言でございまし
て、十分拝聴いたします。

○永原委員　時間が来ましたので、終わります。

ありがとうございました。

○加藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後九時六分散会

に算入する。

2 前項の規定は、同項の農業生産法人が、同項の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた日の期間内に、その受けた金額をもつて固定資産の取得又は改良をした場合について準用する。この場合において必要な事項は、政令で定める。

昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律案

この法律は、公布の日から施行する。
附 則

理由

昭和五十三年度に政府から交付される水田利用再編奨励補助金について、個人についてはこれを一時所得に係る収入金額とし、法人については圧縮記帳の特例を設けることにより、それぞれその負担を軽減する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行による経費
本案施行による減収見込は、約六億円である。

(所得税の特例)
第一条 個人が、政府から昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けた場合には、当該個人の昭和五十三年分の所得税については、その交付を受けた金額は、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第三十四条第一項に規定する一時所得に係る収入金額とみなし、かつ、その交付の基因となつた農地に係る損失又は費用として大藏省令で定めるものの額は、その交付を受けた金額を超える部分の金額を除き、当該一時所得に係る同条第二項の支出した金額とみなす。

(法人税の特例)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人で、政府から昭和五十三年度の水田利用再編奨励補助金の交付を受けたものが、その交付を受けた日の属する事業年度においてその受けた金額を充てた金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又は当該金額以下の金額を政令で定める方法により経理したときにおける法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定の適用については、政令で定めるところにより、その減額又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額

昭和五十四年二月八日印刷

昭和五十四年二月九日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

D